

令和元年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

所管事項調査

- 1 「『令和元年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について
 - ・ 資料1 『令和元年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答 1頁
- 2 みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）中間案について
 - ・ 資料2 施策141 犯罪に強いまちづくり 2頁
- 3 不適正な事務処理の是正状況等について
 - ・ 資料3 不適正な事務処理の是正状況等 4頁
- 4 犯罪情勢について
 - ・ 資料4 犯罪情勢（令和元年8月末） 5頁
- 5 特殊詐欺対策の推進について
 - ・ 資料5 特殊詐欺対策の推進 6頁
- 6 交通事故情勢と抑止対策について
 - ・ 資料6 交通事故情勢（令和元年8月末）と抑止対策 7頁

令和元年10月

警察本部

「『令和元年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

【教育警察常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
141	犯罪に強いまちづくり	警察本部	これまで特殊詐欺被害を防止するための対策として取り組まれてきました。これがあつたとともに、市町と協力して幅広く高齢者宅等に設置されるよう取り組まれたい。	県警察では、今後も、より多くの高齢者の方等に自動通話録音警告機の効果を実感していただけるよう、引き続き、同機器の普及促進を図っていきます。また、市町に対しても、来年度の予算編成前の時期を中心として、これら機器の導入などについて要請し、市町において、同機器の普及促進に向けた取組がなされるよう働きかけていきたいと考えています。

施策141 犯罪に強いまちづくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

さまざまな主体との連携による犯罪防止に向けた取組と、発生した犯罪に対する検挙活動の推進により、県民の皆さんのが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会が構築されています。

現状と課題

- 県民の皆さんの安全と安心を確保するため、犯罪の防止と検挙に取り組んできた結果、平成30年中の刑法犯認知件数は、戦後最少を記録しました。その一方で、被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪^{注)1}や、高齢者等を狙った特殊詐欺は後を絶たず、また、ストーカー・DV事案の認知件数や、サイバー犯罪等に関する相談件数が高止まりするなど、治安情勢は、依然、予断を許さない状況にあります。さらに、近年、下校中の女児が殺害される事件、登校中の児童らが殺傷される事件、多数の社員が放火により殺害される事件など、社会の耳目を集め凶悪事件が全国的に相次いで発生していることもあいまって、治安に対する県民の皆さんの不安を解消するには至っていません。
- このような現状において、県民の皆さんのが安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会を構築するためには、自治体や地域住民、ボランティア団体など、さまざまな主体との連携による犯罪防止に向けた取組と、重要犯罪をはじめ、特殊詐欺やストーカー・DV事案、サイバー犯罪など、県民の皆さんに不安を与える犯罪に対する検挙活動を一層推進する必要があります。
- 犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図る「三重県犯罪被害者等見舞金」を創設しました。しかし、犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援が適切に提供される必要があることや、必要な支援は多岐にわたることから、市町をはじめとする関係機関等と連携を強化し、総合的な支援体制を整備する必要があります。また、二次被害を防止するため、犯罪被害者等に対する県民の理解促進を図る必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんの理解と協力を得ながら、地域ぐるみのきめ細かな防犯対策や関係機関・団体等による自主防犯活動を促進するとともに、適正捜査を推進し、発生した犯罪の徹底検挙を図ります。

注) 1 重要犯罪：殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいう。

取組方向

■ 基本事業 1 みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進

自治体等と連携した防犯設備の整備・拡充、自主防犯活動の活性化を図るための支援、子どもの安全確保・非行防止、特殊詐欺の被害防止など、犯罪防止に向けた取組を推進するとともに、サイバー空間の安全・安心の確保を図ります。

■ 基本事業 2 犯罪の徹底検挙のための活動強化

迅速・的確な初動捜査の徹底、捜査支援システムの活用や科学捜査の推進など、客観証拠確保のための取組を強化し、検挙および暴力団対策等各種対策を行うことで、被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪をはじめ、特殊詐欺やサイバー犯罪など、県民の皆さんに不安を与える犯罪の徹底検挙を図ります。

■ 基本事業 3 県民の安全を守る活動基盤の整備

老朽・狭隘な交番・駐在所の建て替えや、装備資機材の充実・強化、捜査支援システムの拡充など、警察活動を支える基盤の強化に取り組み、犯罪防止と徹底検挙を進めます。

■ 基本事業 4 犯罪被害者等支援の充実

犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が途切れなく提供されるよう、市町をはじめとする関係機関等と連携を強化し、総合的な支援体制を整備するとともに、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について、県民の理解促進を図ります。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
刑法犯認知件数			刑法犯（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理した件数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
「子ども安全・安心の店」認定事業所数			通学路に面し、子どもの保護活動、見守り活動のほか、地域住民への犯罪被害防止に関する情報発信、自主防犯活動に関する広報等を行う「子ども安全・安心の店」として三重県警察が認定した営業所・店舗数
重要犯罪の検挙率			重要犯罪に係る当該年の認知件数に対する検挙件数の割合
交番・駐在所の機能強化数			安全・安心のよりどころとして、1年間に高機能化を図った交番・駐在所施設の数
犯罪被害者等支援施策集を作成した市町数			市町における犯罪被害者等支援施策や相談窓口等を取りまとめた「犯罪被害者等支援施策集」を作成した市町数

不適正な事務処理の是正状況等

1 不適正な事務処理の是正状況

(1) 障がい者の雇用状況（各年6月1日現在）

	法定雇用率	実雇用率	算定基礎職員数	障がい者数	不足数
平成30年	2.5%	0.91%	495.5人	4.5人	7.5人
令和元年	2.5%	2.64%	492.5人	13.0人	0.0人

- 令和元年6月1日現在、法定雇用率を充足する雇用を確保
- 障がい者である職員の把握・確認については、ガイドラインに則った手順を制度化して適正に実施
- 引き続き採用に努めるとともに、支援体制の充実など職場定着に向けた取組を推進

(2) 構造基準に適合しないブロック塀の対策工事等実施状況(令和元年9月末現在)

平成30年7月時点で建築基準法施行令に定める構造基準に適合していなかった129施設（130か所）のブロック塀の対策工事等実施状況

実施済み	128施設（129か所）のブロック塀
未実施	1施設（1か所）のブロック塀

(3) 施設の法定点検実施状況

- 平成30年9月時点で法定点検を実施していなかった106施設について、全て、平成30年12月までに、資格を有する職員により法定点検を実施し、安全性が確保されていることを確認
- 令和元年度からは、予算措置の上、業務委託により計画的かつ確実に実施

2 不適正な事務処理の再発防止に向けた取組

- 職員に対する意識付け・習慣付け
- 不適正・非違事業が発生する危険性が高い業務に関する重点的な指導
- 業務の合理化・効率化
- 風通しの良い職場環境づくり

犯罪情勢（令和元年8月末）

1 刑法犯及び重要犯罪・重要窃盗犯

刑法犯認知件数は減少傾向を維持。重要犯罪・重要窃盗犯も同様に減少

検挙件数の減少は、前年の余罪多数の窃盗犯（自動車盗等）検挙が影響

検挙率の減少は、重要犯罪は高水準を維持するも重要窃盗犯の検挙減少が影響

	認 知 件 数		検 挙 件 数		検 挙 人 員		検 举 率	
	(件)	前年同期比	(件)	前年同期比	(人)	前年同期比	(%)	前年同期比
刑 法 犯	6,738	-736	2,369	-1,300	1,248	-242	35.2	-13.9
重 要 犯 罪	50	-14	43	-17	44	+8	86.0	-7.8
重 要 窃 盗 犯	788	-2	547	-205	65	+8	69.4	-25.8

※重要犯罪とは、殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいう。

※重要窃盗犯とは、窃盗犯のうち、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいう。

2 特殊詐欺

認知件数、被害額ともに減少。特に架空請求詐欺が減少

	認 知 件 数		被 害 額		検 挙 件 数		検 挙 人 員	
	(件)	前年同期比	約(万円)	前年同期比	(件)	前年同期比	(人)	前年同期比
総 数 (額)	50	-19	8,170	-17,920	12	-42	7	-6
振り込め詐欺	50	-19	8,170	-17,920	12	-42	7	-6
振り込め詐欺以外	0	0	0	0	0	±0	0	±0

※振り込め詐欺とは、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺をいい、振り込め詐欺以外の特殊詐欺とは、金融商品等取引名目詐欺、ギャンブル必勝法情報提供名目詐欺、異性との交際あっせん名目詐欺、その他詐欺をいう。

※被害額は、各手口別の被害金額を調整せず四捨五入により表記しているため、合計に誤差が生じる場合がある。

3 暴力団犯罪

検挙件数の減少は、前年の暴力団関係者による余罪多数の窃盗事件検挙が影響

暴力団勢力は減少傾向

	檢 挙 件 数		檢 挙 人 員		暴 力 団 勢 力			
	(件)	前年同期比	(人)	前年同期比	団 体 数	構成員等数	H29末	H30末
總 数	163	-48	94	-56	H29末	H30末	H29末	H30末
刑 法 犯	124	-44	70	-55	23	22	410	350
特 別 法 犯	39	-4	24	-1				

4 薬物事犯

検挙人員の7割が覚醒剤事犯。大麻事犯（その他）の検挙が増加傾向

	檢 挙 件 数				檢 挙 人 員			
	(件)	前年同期比	うち暴力団	前年同期比	(人)	前年同期比	うち暴力団	前年同期比
總 数	96	-29	33	-3	58	-10	17	±0
覚せい剤取締法違反	61	-42	25	-10	41	-13	15	-2
そ の 他	35	+13	8	+7	17	+3	2	+2

※薬物事犯とは、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯、あへん事犯及び医薬品医療機器法（旧薬事法）をいう。

5 来日外国人犯罪

ベトナム人の検挙が増加。窃盗（万引き）事件での検挙が増加傾向

	檢 挙 件 数		檢 挙 人 員		國籍別検挙状況（上位）		
	(件)	前年同期比	(人)	前年同期比	件数	人員	
總 数	100	-2	81	+9	ベトナム	36件(36.0%)	23人(28.4%)
刑 法 犯	57	-8	45	0	ブラジル	16件(16.0%)	16人(19.8%)
特 別 法 犯	43	+6	36	+9	中 国	14件(14.0%)	11人(13.6%)

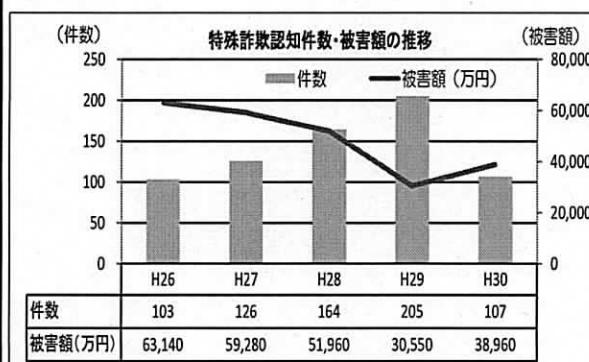
※来日外国人とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいう。

特 殊 詐 欺 対 策 の 推 進

1 特殊詐欺の現状

特殊詐欺は振り込め詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺）及び振り込め詐欺以外の特殊詐欺を言い、平成30年中の認知件数は107件と前年比で98件減少したが、被害額は約3億8,960万円と前年比で約8,410万円増加した。

また、本年8月末現在の認知件数は50件と前年同期比で19件減少し、被害額は約8,170万円と前年同期比で約1億7,920万円減少している。



		認知件数	特殊詐欺の認知件数・被害額(令和元年8月末現在)	
			前年同月比	認知件数
特 殊 詐 欺	オ レ オ レ 詐 欺	26件	+10件	-約1億4,180万円
	架 空 請 求 詐 欺	17件	-32件	-約4,350万円
	融 資 保 証 金 詐 欺	2件	-2件	+約160万円
	還 付 金 等 詐 欺	5件	+5件	+約450万円
	合 计	50件	-19件	-約1億7,920万円
以 込 外 の 詐 欺	金 融 产 品 等 取 引 名 目 詐 欺	0件	±0件	±0円
	異 性 と の 交 際 あっせん 名 目 詐 欺	0件	±0件	±0円
	ギ ャ ン プ ル 必 勝 法 情 報 提 供 名 目 詐 欺	0件	±0件	±0円
	そ の 他	0件	±0件	±0円
	合 计	0件	±0件	±0円
	合 计	50件	-19件	-約1億7,920万円

2 特殊詐欺被害防止対策の概要

(1) 県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導・広報啓発の推進

- ア 各種広報媒体を活用した広報啓発・情報発信
- イ 特殊詐欺撲滅の日における街頭広報啓発活動
- ウ 押収名簿登載者に対する巡回連絡の実施

(2) 被害に遭わないための環境整備の促進

- ア 留守番電話機能・発信者番号表示サービス活用の呼び掛け
- イ 自動通話録音警告機の無償貸与、自治体等に対する同機器導入の働き掛け
- ウ 迷惑メール防止サービスを活用した架空請求詐欺対策の実施

(3) 金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化

- ア 県内8金融機関におけるキャッシュカードによるATM振込制限の実施
- イ 三重県タクシー協会と連携した特殊詐欺対策
- ウ コンビニに対する「電子マネー被害防止封筒」の配付

3 今後の取組

「特殊詐欺にだまされない」、「だまされてもお金渡さない」地域社会の実現に向け、関係機関等と連携の上、被害実態に即した対策を継続的に推進する。



交通事故情勢（令和元年8月末）と抑止対策

1 交通事故情勢

(1) 交通事故発生状況（過去5年）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1.8月末	前年同期比
人身事故件数	8,100	7,169	6,038	5,441	4,687	2,461	-711
死亡事故件数	109	86	98	83	82	46	-8
死傷者数	10,829	9,604	8,258	7,199	6,223	3,201	-1,015
死者数	112	87	100	86	87	47	-10
負傷者数	10,717	9,517	8,158	7,113	6,136	3,154	-1,005

(2) 交通死亡事故の特徴（令和元年8月末）

- 高齢死者が約6割を占める

高齢者の死者数は27人～57.4%（全国平均54.2%）

- 高齢運転者による死亡事故が約5割を占める

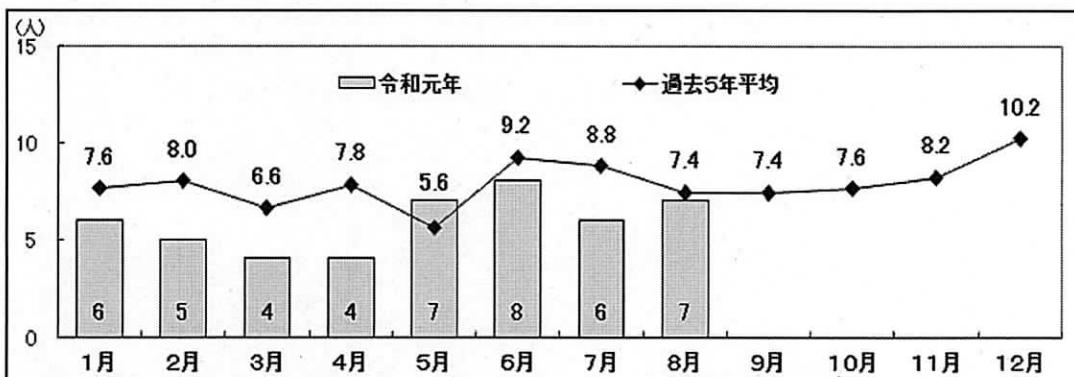
原付以上第1当事者の死亡事故40件中18件～45.0%（全国平均28.9%）

- シートベルト非着用者が約7割を占める

四輪乗車中の死者20人中、シートベルト非着用者は13人～65.0%

（全国平均43.8%）

(3) 月別死者数（過去5年平均との比較）



2 抑止対策

(1) 子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保に関する対策

ア 関係機関と連携した緊急安全点検の実施

イ 移動オービスを活用した速度違反取締りの実施

(2) 高齢運転者対策

安全運転サポートカーの普及促進に向けた試乗体験会の開催